令和5年9月 浜田市議会定例会議

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 45 号
2	題 名	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
		浜田市美術品等収集委員会について、所期の目的を達成
3	目的・理由	したことに伴い、当該委員会を廃止するため、所要の改正
		を行うものです。
		附属機関の設置等について定める別表から次の附属機関
		を削る。
4	概要	(1) 名称 浜田市美術品等収集委員会
		(2) 担任事項
		教育委員会の諮問に応じ、美術品その他の芸術、歴
		史及び民俗に関する資料の収集に関し必要な事項を審
		議すること。
		1 施行期日 公布の日
		2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
5	施行期日等	償に関する条例の一部改正
		浜田市美術品等収集委員会委員の報酬に係る規定を削
		る。

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 46 号
2	題 名	浜田市立小中学校条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市立雲雀丘小学校及び浜田市立第四中学校を令和 6
		年3月末で閉校することに伴い、所要の改正を行うもので
		す。
	概要	1 小学校の設置について定める表から次の小学校を削
		る。(別表関係)
4		浜田市立雲雀丘小学校 浜田市原井町 1045 番地
4		2 中学校の設置について定める表から次の中学校を削
		る。(別表関係)
		浜田市立第四中学校 浜田市内田町 1050 番地
5	施行期日等	令和 6 年 4 月 1 日
6	備考	閉校する小中学校の統合先は、次のとおりです。
		(1) 雲雀丘小学校 ⇒ 原井小学校
		② 第四中学校 ⇒ 第三中学校

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 47 号
2	題 名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市立雲雀丘小学校の閉校に併せ、同校に設置してい
		る若潮学級放課後児童クラブを閉所することに伴い、所要
		の改正を行うものです。
		放課後児童クラブの設置について定める表から次の放
4	概要	課後児童クラブを削る。(第2条関係)
		若潮学級放課後児童クラブ 浜田市原井町 1045 番地
5	施行期日等	令和6年4月1日
6	備考	閉所する若潮学級放課後児童クラブの統合先は、次のと
		おりです。
		ふたば学級放課後児童クラブ (浜田市立原井小学校)

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 48 号
2	題 名	浜田市雇用促進住宅条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市雇用促進住宅を民間譲渡することに伴い、条例を廃
		止するものです。
	概要	浜田市雇用促進住宅条例は、廃止する。
		(施設の表示)
$\frac{1}{4}$		(1) 小福井団地 浜田市熱田町 456 番地 3
4		(2) 国府団地 浜田市国分町 1749 番地 33
		(3) 内田団地 浜田市内田町 1041 番地 4
		(4) 金城団地 浜田市金城町七条イ 940 番地 18
	施行期日等	1 施行期日 令和6年4月1日
		2 経過措置 施行日の前日までに、廃止前の条例の規定に
5		より納付し、又は負担することとされた家賃及び駐車料金
		並びに共益費その他の費用については、廃止前の条例の規
		定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 49 号
2	題 名	浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条
		例
3	目的・理由	空家等対策の推進に関する特別措置法(法)の一部が改
		正され、引用している条項が変更となったことに伴い、所
		要の改正を行うものです。
4	概 要	引用条項の変更(第9条関係)
		法第7条第1項 ⇒ 法第8条第1項
5	施行期日等	公布の日又は法の一部改正の施行日のいずれか遅い日
	備考	施行期日について、法の一部改正は政令で定める日から
6		施行することとされていることから、この条例を公布する
		日が当該政令で定める日の前後いずれになっても対応でき
		るよう規定しています。